

身体的拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人福慶会

福田の里

(身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方)

第1 身体的拘束等の適正化に関する施設としての理念と方針

①施設としての理念

- (1) 身体的拘束の原則禁止：身体的拘束は利用者の生活の自由を制限することで、重大な影響を与える可能性があります。社会福祉法人福慶会福田の里では利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みを作り、施設を運営しますので身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。
- (2) 身体的拘束に該当する具体的な行為：徘徊しないように車椅子や椅子やベットに体幹や四肢を縛りつける、車椅子からずり落ちないようにY字型抑制帯やベルトで固定する、自分の意思で開けることが出来ないような居室に施錠する、行動を落ち着かせるように向精神薬を過剰に服用させるなど。
- (3) 達成すべき目標：3要件（切迫性、非代替え性、一時性）の全てに該当すると身体的拘束適正化委員会において判断された場合、ご本人、ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合もありますが、その場合も利用者の様態や支援の見直し等により拘束の解除に向けて取り組みます。

②施設としての方針

- (1) 利用者の理解と基本的なケアの向上により身体拘束リスクを除きます
利用者一人ひとりの特徴を日々の状況から充分理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。
- (2) 責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努めます
管理者、サービス管理責任者、主任等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みを作ります。特に認知症や強度行動障害による行動・心理状態について事業所全体で習熟に努めます。
- (3) 身体的拘束適正化の為、利用者およびご家族と話し合います
ご家族と本人にとってより心地の良い環境・ケアについて話し合い、身体的拘束等を希望されてもそのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

(身体的拘束等適正化委員会その他施設内の組織に関する事項)

第2 次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化の為の体制を維持・強化します

①身体的拘束等適正化委員会の設置及び開催

身体的拘束等適正化委員会（以下委員会）を設置し、当法人で身体的拘束適正化を目指すための取組等の確認・改善を検討します。過去に身体的拘束を実施していた利用者に係る状況の確認を含みます。委員会は3か月に一度の頻度で開催します。特に緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合（実施を開始する場合を含む）には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

②委員会の構成員

委員長は管理者とし、虐待防止責任者は各サービス管理責任者及び各部署主任とする。委員の選任は当該事業所の管理者およびサービス管理責任者、法人本部、医師又は看護師、その他必要とされるものの中で委員長が指名したものとする。

③構成員の役割

招集者は管理者、記録者はサービス管理責任者

④委員会の検討項目

- ・前回の振り返り
- ・3要件（切迫性、非代替性、一時性）の再確認
- ・（身体的拘束を行なっている利用者がいる場合）3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者的心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し、拘束の解除に向けて検討します。
- ・（身体的拘束を開始する検討が必要な利用者がいる場合）3要件の該当状況、特に代替え案について検討します
- ・（今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合）今後医師・家族等との意見調整の進め方を検討します。
- ・意識啓発や予防策等の必要な事項の確認・見直し
- ・今後の予定（研修、次回委員会の日程）
- ・今回の議論のまとめ・共有

⑤記録及び周知

- ・委員会での検討内容の記録様式（身体等拘束適正化委員会議事録）を定め、これを適正に作製・説明・保管する。委員会の結果について、全職員に周知するよう徹底します。

（身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針）

第3 身体拘束適正化委員会のため支援員、看護師その他の従業者について、職員採用時その他年2回以上の頻度で定期的な研修を実施します。

研修の実施に当たっては、開催日時、会場、テーマ、研修内容及び復命書等記録を作成し保管します。

（施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の基本方針）

第4 サービス提供に当たっては利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なつてはならない。

緊急やむを得ず身体等拘束を行わざるを得ない場合の対応

①3要件の確認

- ・切迫性：利用者又は他の利用者の生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく

高いこと

- ・非代替性：身体等拘束を行う以外に代替えする支援方法がない事
- ・一時性：身体的拘束が一時的であること

②要件合致確認

・利用者の態様を踏まえ身体的拘束等適正化委員会が必要を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

③記録等

- ・緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し、書面で確認を得ます。
- ・拘束が必要となる理由（個別の状況）
- ・拘束の方法（場所、行為、部位、内容など）
- ・拘束時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始と解除の予定

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項)

第5 当該指針は事業素内に掲示するとともに、ホームページでも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

(その他身体拘束適正化の推進のために必要な事項)

第6 身体拘束等を行わないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点について充分に議論して共通認識を持ち、拘束を無くしていくよう取り組む。

- ・マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体的拘束をおこなっていないか
- ・事故発生時の法的責任問題の回避の為に、安易に身体的拘束をおこなっていないか
- ・高齢利用者は転倒しやすく、転倒すれば大けがになるという先入観だけで、安易に身体的拘束をおこなっていないか
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束を必要と判断しているか、本当に他の方法はないのか

附則

この指針は令和5年4月1日より施行する。